

2022 岩見沢プレミアム商品券加盟店募集要項

1 商品券の目的

市民に購買や利用の機運を誘発し、人の流れを活性化させることで、地域経済の再起動を促進するため、市、経済団体、市民が一体となって市内商店等を応援するプレミアム商品券を発行する。

2 商品券の概要

- (1) 名 称 岩見沢プレミアム商品券
- (2) 発 行 者 岩見沢市
- (3) 販 売、換 金 岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会
- (4) 商 品 券 内 容

販売部数	100,000 セット
1 セット	1,000 円×13 枚 (地元券 7,000 円分、全部券 6,000 円分)
販売額	10,000 円
購入限度	1 人 5 セット 50,000 円
販売期間	令和 4 年 9 月 11 日から令和 4 年 9 月 16 日まで
販売場所	イベントホール赤れんが,栗沢市民センター,北村環境改善センター

- (5) 使 用 期 間 令和 4 年 9 月 17 日から令和 5 年 1 月 16 日まで
- (6) 使用可能店舗 本要項に基づき加盟店として登録した店舗
- (7) 手 数 料 加盟店登録に伴う登録手数料・換金手数料は無料

3 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券のうち「地元券」は岩見沢市内に本社（本店）のある事業者（加盟店）においてのみ使用可能です。※法人は本社登記、個人事業主は本店の住所で判断します。
- (2) 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (3) 商品券の転売、譲渡及び換金することはできません。
- (4) 商品券額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (5) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (6) 有効期限を過ぎた商品券は受け取ることはできません。
- (7) 使用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責務とします。
- (8) 岩見沢プレミアム建設券との併用はできません。

4 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 医療費
- (4) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業への支払い
- (6) 国や地方公共団体への支払い（税金、公共料金、市指定ごみ袋等）
- (7) その他、市長が適当でないと思えたもの

5 加盟店登録資格等

岩見沢市内に事業所または店舗を有する事業者とし、市内の店舗に限り商品券を使用可能とすることができるものとします。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (2) 上記 4 「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 加盟店の責務等

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「北海道スタイル」の取組みを推進すること。また、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 加盟店であることが明確に分かるように、岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会が配布するポスターを使用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 使用者が使用する商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに岩見沢市経済部商工労政課（35-4519）へ通報して下さい。
- (3) この募集要項に違反する行為が認められた場合、登録を取り消すことがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

7 加盟店登録申込

(1) 申込方法

申込みを希望される方は、この「募集要項」に同意の上、別紙「加盟店登録申請書」に必要な事項を記入し、下記の申請先へ郵送又は持参下さい。また、市内に複数の店舗を持つ事業者については、個別の店舗ごとに申し込み下さい。「加盟店登録申請書」は岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会のホームページからダウンロードできます。

令和3年度加盟店登録事業者は、Webでの申込が可能です。

(2) 提出書類

加盟店登録申請書

(3) 申請先

岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会

区分	郵便番号	住所	電話
岩見沢商工会議所	068-0021	1条西1丁目	22-3445
いわみざわ商工会栗沢本所	068-0127	栗沢町本町11	45-2002
いわみざわ商工会北村支所	068-1213	北村赤川586-68	55-3926

(4) 申請期限

令和4年7月8日（月）まで（必着）

※ 申請は7月8日以降も受け付けますが、専用応募はがき付きの加盟店一覧チラシ（7月下旬に新聞折込予定）への記載ができません。

(5) 加盟店の登録

申請のあった事業者は、岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会の審査を経て、加盟店として登録いたします。加盟店として登録した事業者には、加盟店登録通知書、加盟店登録店舗マニュアル、店頭掲示用ポスター等を郵送します。

8 商品券の換金

(1) 換金交換所

上記7(3)申請先と同じ

(2) 換金取扱期間

令和4年9月20日（月）～令和5年1月25日（水）までの平日9:00～17:00

(3) 換金方法

加盟店は、使用済商品券（使用された加盟店が分かるように裏面に記名（押印）してください）と換金申込書を換金交換所に持参して下さい。毎月1日～10日までの持参分は当月の20日、11日～20日までの持参分は当月の30日、21日～31日までの持参分は翌月の10日に加盟店指定口座へ振り込みます（※振込日が土日祝日の場合は翌営業日）。

ただし、1月11日～25日までの持参分については、1月31日（月）に振り込みます。

9 問合せ先

岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会 事務局 <岩見沢商工会議所内>

(1条西1丁目 TEL22-3445 平日のみ 9:00～17:00)